

平成27年12月2日
(2015年)

業者各位

和歌山市財政局財政部調達課長

制限付き一般競争入札に係る対象契約の拡大について（お知らせ）

平成22年4月1日以降に締結する役務の調達に係る契約等については、一部の契約において、制限付き一般競争入札により実施しているところですが、入札・契約制度における透明性の一層の確保等の観点から、制限付き一般競争入札により締結する対象契約を、次のとおり拡大しますのでお知らせします。

1 拡大する対象契約

廃棄物の処理に係る契約を新たに追加します。なお、その他の契約についても今後段階的に拡大します。

2 対象契約

制限付き一般競争入札で実施する契約は、原則として次のとおりです。

(1) 建築物、道路、広場・公園等の清掃	(11) バス運行業務
(2) 警備	(12) 電話交換業務
(3) 水質、大気等の環境測定分析	(13) データ入力等情報処理
(4) 賃貸借	(14) 展示機器保守点検
(5) 調査・計画策定	(15) 検針業務
(6) 造園管理・草刈	(16) <u>廃棄物の処理</u>
(7) 労働者の派遣業務	(17) 建設工事に近似する契約
(8) 電気設備の総合管理	(18) 建設コンサルタント業務に近似する契約
(9) 消防設備点検	(19) 規模が比較的大きい契約
(10) イベント等の設営業務	(20) その他特殊な業務に係る契約

3 事務処理の概要

制限付き一般競争入札は、指名競争入札のように通知を行いませんので、和歌山市ホームページから公告の内容（入札参加資格等）を確認し、必要書類を添えて申請してください。（別紙「入札の手順」参照）

4 実施時期について

平成28年4月1日以降に締結する契約（平成28年度予算の支出負担行為に係るもの）から実施します。

入札の手順(事前審査型制限付き一般競争入札(持参方式))

